

I. 反対尋問

1. [IV. 判例 について] 検察側の提示した判例(最高裁平成4年12月17日決定)の引用趣旨
5 文内に「被告人の行為に誘発された結果、被告人の死亡が発生している点で本問と類似
している。」と記載されているが、なぜ「本問と類似している」といえるか。
2. [V. 学説の検討 について] 検察側は危険の現実化説(丁説)が「妥当であるといえる」と
主張するのはなぜか。
3. [V. 学説の検討 について] 検察側が主張する危険の現実化説(丁説)「客観的危険性」
10 の判断基準は何か。
4. [VI. 本問の検討 について] 6 ページ 3. の規範は、「V. 学説の検討」の部分で検討され
ていないが、丁説であると判断して差し支えないか。
5. [VI. 本問の検討 について] 6 ページ 4. 内の「Bが……死亡に至るのを間近で目撃させ
たことも考慮」はどういう事情から捉えたのか。

15

II. 学説の検討

- (1) 甲説・乙説・丙-1・丙-2 説について

検察と同様に採用しない。

- (2) 危険の現実化説(丁説)について

20 検察側が主張する丁説は、行為の危険性を行為時に存在した客観的事情を基礎にして、
実行行為に認められる結果惹起の危険性が、実際に結果に現実化したときに刑法上の因果
関係を認める説である。そもそも刑法の因果関係とは刑罰という重い責任を科す根拠とな
る要素である以上、処罰の適正化を図るべくどの範囲の結果を行為に帰属させるのが合理
的かを追求するという観点から、限定が加わるものでなければならない。丁説はその点、「客
25 観的危険性の判断」が明確ではなく、その曖昧さ故に、可罰範囲が広範になる可能性があ
る。また、判断基準の不明確さはその存否を争う際は、恣意的な結論を導きかねない。

よって弁護側は丁説を採用しない。

- (3) 相当因果関係折衷説(丙-3 説)について

30 刑法の因果関係は、処罰の適正化を図るべく、どの範囲の結果を行為に帰属させるのが
合理的かを追求するという観点から限定が加わるべきものであるという前述の趣旨を考え
ると、構成要件要素たる因果関係の認定には、慎重に行う必要がある。とすると、因果関
係を肯定する際は、単に自然的にみて条件関係の存在のみでは足りず、更に、当該行為か
ら当該結果が発生するのが社会通念上相当と認められる場合に因果関係が認められるもの
と解する。そして、その行為の相当性を判断する際は、行為の当時、一般人なら認識しえ
35 た事情だけでなく、行為者が特に認識していた事情を基礎とするのが妥当であると考え
る。

因果関係は客観的構成要件要素であるため、行為者の主観を考慮しようとする本説は矛

盾しているのではという指摘もある。しかし、因果関係は行為者にとって偶発的なものを帰責の範囲から除外するために必要なものであり、違法有責行為類型たる構成要件の概念を鑑みても、行為の時点において行為者が認識していた事情も判断の基礎とすべきとする本説の趣旨は、処罰の適正化を図ろうとする因果関係の趣旨と合致するものである。

5 よって弁護側は丙-3説を採用する。

Ⅲ. 本問の検討

第1. XのBに対する行為の罪責について

10 1. Xは(ほか5名と共に)傷害の故意でもって、公園で約2時間にわたり背後から羽交い絞めにし、Bという「人」の「身体」の枢要部である顔面・腹部を殴打し、また地面に押し倒し頭部や腹部を踏み付ける等の暴行により、全治3ヵ月程度の「傷害」を負わせている点、「人の生理的機能に障害を生じさせ健康状態を不良に」¹したといえるため、傷害罪(204条)が成立する。

15 2. そしてその結果Bは「死亡」しているため、Xの行為は傷害致死罪(205条)が成立するように思える。

20 しかしながら、本件事例においてBの死因は心臓疾患による心臓麻痺であり、そのBの疾患は外観上では全く分からないものであった。その点、Xの暴行とBの死亡との間の因果関係が問題となる。特に、本件事例ではBの心臓病というXには認識し難い特殊な介在事情が存在していたため、特殊な介在事情がある場合の因果関係の存否について以下検討する。

(1) 前述のとおり、弁護側は因果関係の存否を判断する際、相当因果関係折衷説(丙3説)を採用する。

(2) 条件関係とは「その行為がなければ、その結果が発生しなかった」という公式である。本件BはXの暴行行為の後に死に至っている。その点条件関係は認められる。

25 (3) では、本件Bの心臓疾患という介在事情は、かかる因果関係の存否を判断する上での基礎事情として考慮されるか。本件Xの心臓疾患は外見からは全くわからないものである点、一般人が認識していた事情とはいえない。また、犯行時がBとの初対面であるXがBの心臓疾患を認識できるとは思えない。そのため行為者XにとってBの心臓疾患は行為者が特に認識しえた事情でもないといえる。以上の点から本件Bの心臓疾患は、相当性を判断する上での基礎事情とはならない。

30 (4) では、当該行為によってBの死亡という結果が発生したと言えるだろうか。本件暴行は、背後から羽交い絞めにして手拳で顔面や腹部を殴打し、地面に押し倒して頭部や腹部を踏みつける等の暴行を間断なく続けるものであり、程度としては強く傷害罪の構成要件を充足する、つまり行為の結果として生理的機能障害をBへ与える行為である。

35 しかしながら、本件行為の程度が結果として人が死に至る程度とは社会通念上考え難く、

¹ 最判昭27年6月6日刑集6巻6号795頁。

しかも本件暴行は B の疾患部分である胸部に対しては加えていない。とすると、やはり本件暴行行為により死亡という結果が発生したと因果関係を肯定するのは社会通念上、不自然不相当であると言える。

(5) そのため、X の暴行行為と B の死亡という結果との間の因果関係は認められない。

5 3. 以上から X の行為は傷害致死罪(205 条)には該当しない。

第 2. X の A に対する行為の罪責について

1. X は(ほか 5 名と共に)傷害の故意をもって、B と同様の暴行を A に対しても行い、全治 3 ヶ月程度の「傷害」を負わせた。また、その後 X は自室に A を連れ込み更に 45 分間殴る蹴るの暴行を断続的に続けた。合計 3 時間に及ぶ一連の暴行により A は顔面挫傷、肋骨骨折等の生理的機能障害を負った。その点 X の行為には傷害罪(204 条)が成立する。

10 2. そしてその結果 B は「死亡」しているため、X の行為は傷害致死罪(205 条)が成立するように思える。しかしながら、本件事例において A の死因は高速道路を走行する車両の衝突・轢過による脳挫傷である。その点 X の暴行行為と A の死亡という結果との間に、A の逃走や高速道路への侵入・横断という事情が存在しているため、特殊な介在事情がある場合の因果関係の存否について問題となる。以下検討する。

15 (1) 弁護側は第 1.X の B に対する暴行行為の罪責検討の際と同じく、相当因果関係折衷説(丙・3 説)を採用する。

(2) A は X の暴行行為の後に死に至っている。その点条件関係は認められる。

(3) では、本件 A の逃走や高速道路への侵入・横断という介在事情は、かかる因果関係の存否を判断する上での基礎事情として考慮されるか。A は X らがマンション住人 T に応対している隙をついて、階段を 4 階から駆け下りマンション敷地外へ脱出を図った際、YZ がマンション入り口まで追いかけてきていた事実を認識していない。もし、マンション入り口まで追手が来ていたことを認識していたならまだしも、認識していないのにそのまま一直線に逃走を続けるのは、自然とは言えない。また、痕跡から A は人気のない

20 県道を一直線に逃走したことが判明したが、深夜 3 時ごろの人気のない道路とはいえ、本件道路は条例等により幹線道路やそれに準じる機能を発揮するために整備されている「県」道、しかも、高速道路と立体交差をするような道路が街灯もない真っ暗な道路とは思えない。本件のように一直線の県道であれば追手が迫っているかどうかは振り返るだけで容易に判断できるであろう。また、X は県道と高速道路の立体交差のトンネル脇の

25 草木生い茂る急斜面を登り、また身の丈を優に超える 2.3 メートルあるフェンスを越えて高速道路に侵入した。靴下履きで逃走した X にとって高速道路侵入は困難であろう。また、A は侵入後、深夜にもかかわらず毎分 5 台程度が走行する交通量の多い高速道路を横断し、更には 1.5 メートルある中央分離帯を越えて反対車線をも横断した。A がより早く遠くに逃走するためには、わざわざ高速道路へ侵入せずにトンネルで立体交差を通った方がよりスムーズで合理的なはずだ。高速道路内を走行中の自動車へ助けを求めるわけでもなくわざわざ中央分離帯を越えて反対車線まで横断した A の高速道路への侵入行

30

35

為もまた自然とは言えない。以上から、Xらの暴行行為時に、暴行により、Aの一連の逃走や高速道路侵入・横断そして轢過による死亡という結果が生じるとは、一般人は認識し難く、また、行為者であるXも特に認識していたとは言えない。そのため、Aによる本件介入事情は、相当性判断の基礎事情とはならない。

5 (4) では、当該行為によってAの死亡という結果が発生したと言えるだろうか。前述の通りXのBに対する暴行行為は傷害罪の構成要件該当性を充足する。3時間におよぶ凄惨たるリンチ行為が行われていたとしても結果として顔面挫傷や肋骨骨折の程度の傷害では、人が死に至る程度とは社会通念上考え難く、事実、Aは本件暴行後に犯行現場から
10 800メートル以上逃走した上に、高速道路への侵入にあたり数々の障害をも越えるほどの体力を有していた。

(5) そのため、Xの暴行行為とAの死亡という結果との間の因果関係は認められない。

3. 以上からXの行為は傷害致死罪(205条)には該当しない。

IV. 結論

15 XのA・Bに対する暴行行為には傷害罪(204条)が成立する。両罪は併合罪(45条前段)となり、その罪責を負う。

以上